

平成25年度横浜市中心と畜場費会計予算

平成25年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,261,083千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		244,430 ^{千円}
	1 使用料	244,430
2 県支出金		120,988
	1 県補助金	120,988
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		2,428,626
	1 一般会計繰入金	2,428,626
5 繰越金		77,000
	1 繰越金	77,000
6 諸収入		1,102,038
	1 貸付金元利収入	998,035
	2 雑収入	104,003
7 市債		288,000
	1 市債	288,000
歳 入 合 計		4,261,083

歳 出

款	項	金 額
1 中 央 と 畜 場 費		4,261,083 <small>千円</small>
	1 運 営 費	3,109,420
	2 施 設 整 備 費	590,116
	3 公 債 費	560,547
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		4,261,083

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央と畜場 施設整備費	千円 288,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は平成25会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	288,000			